

長久手市国民健康保険税条例 の改正について

令和7年1月31日
福祉部保険医療課

令和7年度 国民健康保険税条例の改正について

令和7年度国民健康保険税条例改正のポイント

3月議会に条例改正議案を提出予定

■ 国保事業費納付金及び標準保険税率の決定に伴う税率の改正

保険税率

標準保険税率を基本として保険税率を改正

※国の係数確定に伴い、納付金額及び標準保険税率が前回協議会後に変更になったため、所得割の税率を調整

(一人あたり保険税額) **令和6年度134,075円→令和7年度138,274円**

⇒令和7年度に所得定率減免が終了されることから、影響世帯への激変緩和措置として、基金の2,000万円を活用することで、均等割及び平等割を据え置き、所得割のみ変更する

法令の施行後、3月末に専決処分、5月臨時会に承認議案を提出予定

■ 令和7年度税制改正の大綱（R6.12.27閣議決定）に伴う改正

課税限度額

保険税区分のうち医療分及び後期高齢者支援金等分について、課税限度額を引き上げ

軽減判定基準

保険税の均等割及び平等割について、5割軽減及び2割軽減の対象となる所得基準を引き上げ

令和7年度 国民健康保険事業について（本算定）

令和7年度国保事業費納付金の本算定結果

（ ）内は仮算定時の額

愛知県全体の保険給付費（医療費）等を推計 **5,193億円**（5,201億円）

納付金算定基礎額 **1,946億円**（1,923億円）

公費負担
（国・県）

前期高齢者交付金
1,519億円（1,551億円）

①応能割分（1.1836…）

①応益割分（1.0）

②所得シェアで各市町村に按分

②人数シェアで各市町村に按分

※所得シェア：0.007565（変更なし）
人数シェア：0.006252（変更なし）
医療費水準：0.894739（変更なし）

③医療費水準を反映
※医療分のみ反映

長久手市
国保事業費納付金
13.5億円（13.4億円）

長久手市

〇〇市

△△市

□□市

………

〇〇村

長久手市国保特別会計

県交付金

公費

一般会計

一般会計繰入金

保健事業費、出産育児一時金、
葬祭費など保険税で賄う費用

保険税収納必要額

市の保険税率を設定

総所得額64.3億円（変更なし）
被保険者数7,325人（変更なし）
世帯数4,740世帯（変更なし）

令和7年度 国民健康保険税について

令和7年度国民健康保険税の保険税率

標準保険税率を基本として保険税率を見直し

区分		標準保険税率	令和7年度	令和6年度	昨年比	仮算定時
医療分	所得割	7.44%	7.37%	6.75%	+0.62%	7.30%
	均等割	31,800円	29,300円	29,300円	0円	29,300円
	平等割	20,700円	19,000円	19,000円	0円	19,000円
後期分	所得割	2.72%	2.72%	2.70%	+0.02%	2.65%
	均等割	11,400円	11,400円	11,400円	0円	11,400円
	平等割	7,400円	7,400円	7,400円	0円	7,400円
介護分	所得割	2.21%	2.21%	2.28%	△0.07%	2.37%
	均等割	11,200円	11,900円	11,900円	0円	11,900円
	平等割	5,500円	5,900円	5,900円	0円	5,900円
合計	所得割	12.37%	12.30%	11.73%	+0.57%	12.32%
	均等割	54,400円	52,600円	52,600円	0円	52,600円
	平等割	33,600円	32,300円	32,300円	0円	32,300円

改正による影響

改正前と比較して、課税額が約3,000万円の増収見込み

令和7年度 国民健康保険税について

令和7年度国民健康保険税の課税限度額

医療費が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、高所得層に負担を求めるよう課税限度額を見直し

(令和6年度課税限度額)

区分	医療分	後期支援分	介護分	合計
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円	1,060,000円

(令和7年度課税限度額)

区分	医療分	後期支援分	介護分	合計
課税限度額	660,000円	260,000円	170,000円	1,090,000円

改正による影響

医療費分	限度額超過世帯数	171世帯 (約3.4%) → 168世帯 (約3.3%)
	課税額の増加	+約160万円
後期支援分	限度額超過世帯数	174世帯 (約3.4%) → 154世帯 (約3.0%)
	課税額の増加	+約309万円

令和7年度 国民健康保険税について

令和7年度国民健康保険税の軽減判定基準

物価上昇に伴い、軽減を受ける世帯の範囲が縮小しないよう基準を見直し

(令和6年度軽減判定基準額)

※特定同一世帯所属者含む

7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円+（ <u>29.5万円</u> ×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円+（ <u>54.5万円</u> ×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）

(令和7年度軽減判定基準額)

7割軽減	43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）
5割軽減	43万円+（ <u>30.5万円</u> ×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）
2割軽減	43万円+（ <u>56.0万円</u> ×国保加入者数※）+10万円×（給与所得者等の数－1）

改正による影響

5割軽減	対象世帯数541世帯→558世帯	課税額の減少額 約99万円
2割軽減	対象世帯数498世帯→508世帯	課税額の減少額 約22万円

令和7年度 国民健康保険税について

保険税率改正の影響について

各モデルとなる世帯で年税額の影響を試算（給与所得者等は1人と仮定）

モデルケース①（1人世帯）	
本人（70歳） 年金収入153万円	
世帯合計所得	430,000円
適用減免	7割軽減
R6年税額	20,000円
R7年税額	20,000円
増加額	0円

モデルケース②（2人世帯）	
本人（70歳）、妻（70歳） 年金収入210万円	
世帯合計所得	1,000,000円
適用減免	5割軽減
R6年税額	107,600円
R7年税額	111,400円
増加額	3,800円

モデルケース③（2人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳） 営業所得215万円※経費控除後	
世帯合計所得	2,150,000円
適用減免	（所得定率減免）
R6年税額	248,700円
R7年税額	281,200円
増加額	32,500円（11,000円）

モデルケース④（3人世帯）	
本人（35歳）、妻（35歳）、子（10歳） 営業所得400万円※経費控除後	
世帯合計所得	4,000,000円
適用減免	減免なし
R6年税額	485,700円
R7年税額	508,700円
増加額	23,000円